電力入札にかかるよくある質問

No.	質問	回答
1	入札書に記載の日付に指定はありますか。	公告文　１４　入札に関する事項 キに記載のとおりです。
2	入札書の右上に記載する「No.」は何の数字を記載したらよろしいでしょうか。	入札の回数です。入札の回数ごとの付番をお願いします。なお、１回目で落札した場合は、１回で終了します。
3	入札書を郵送する際、同日に実施される当該案件以外の電力入札の案件の内封筒を、まとめて外封筒へ入れ、送付してよろしいですか	各入札案件ごとに個別に郵送して下さい。
4	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	入札結果については、業者名、応札金額（総額）の公表となります。
5	落札した場合、設計書の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
6	落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。 また、契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能ですか。	落札業者が決定しましたら、各施設の担当課と協議の後に契約締結となります。 なお、支店・営業所の委任状が提出されている場合のみ、契約を委任することができます。
7	落札後、外生的な要因（託送供給約款の変更、法令の制定もしくは改廃）で、電気契約要綱または料金変更を変更する必要が生じた場合、契約金額の変更はさせていただけますか。	やむを得ない事情があると判断できる場合は、発注者と受注者が協議の上、変更可能です。 なお、変更の場合は変更契約書の取り交わしを行うこととします。
8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、請求することができませんが、よろしいでしょうか	よろしいです。
9	電気料金の請求は需要場所単位の一通の請求書で良いが、電気料金の支払（振込）を複数の事業者から行われるということはありますか。	支払は１事業者から行われます。